

仕 様 書

1 業務名

令和2年国勢調査調査用品等配送業務委託（単価契約）

2 業務の目的

令和2年国勢調査の実施にあたり、調査書類・用品（以下「調査用品等」という。）を各調査員宅へ安全・確実に配送することにより、調査事務を円滑かつ効率的に進めることを目的とする。

3 規格・数量（配送件数）

梱包用段ボール箱 幅39×奥28×高30cm程度 6,500件以内

4 配送先

令和2年国勢調査に従事する調査員の自宅等 約4,000か所（概ね岡山市内）
（1か所に2件以上配送する場合がある）

5 履行期間

契約日から令和2年9月30日まで

6 業務内容

（1）配送伝票の作成

ア 委託者が提供する調査用品等の配送先等データ（Microsoft Excel形式、以下「配送先等データ」という。）により配送伝票を作成し、調査区番号順に整理（各配送伝票には調査区番号の表示も行うこと）したうえで、岡山市が契約した調査用品等の仕分け業者（以下「仕分け業者」という。）に引渡すこと。なお、引渡しの際は受領書を受け取ること。

イ 作成済み配送伝票の引渡し期限は仕分け業者と協議のうえ決定すること。

（2）調査用品等の受領（集荷）

ア 配送用の調査用品等は、仕分け業者が梱包し、上記6（1）の配送伝票を貼付けする。

イ 梱包された調査用品等の受領は、仕分け業者と協議のうえ決定した日に、仕分け業者の作業場所において行うこと。

ウ 受領日は令和2年8月17日（月）から8月31日（月）までの間とすること。

エ 前記（2）イとは別に委託者が梱包する調査用品等を集荷すること。

（3）調査用品等の配送

ア 仕分け業者から受領した調査用品等を配送先に配送すること。

イ 配送期間は、令和2年8月18日（火）から9月6日（日）までとすること。ただし、9月5日（土）及び9月6日（日）は不在世帯への予備配送日とする。

ウ 配送の際は、原則として手渡しとすること（鍵付きの宅配ボックスは可）。

エ 配送先が留守等で不在の場合は、受託者が通常使用している「不在時連絡票」等により一度持ち帰った旨を連絡し、配送先の指示により再度配送すること。この場合、配送先から土日・夜間等の曜日時間指定がある場合はできる限り対応すること。

オ 前記（３）エの結果、配送先への配送回数が２回以上となっても、配送件数は１件として計上すること。

カ 受託者は、すべての配送が完了するまで毎日、前日の配送状況（配送済件数、不在件数等）を任意の様式により委託者へ電子メールで報告するとともに、委託者が配送状況について問い合わせた場合は、問い合わせ時点の配送状況を報告すること。また、配送状況が常時把握できるよう、無線機付きの配送用自動車を使用するか、配達員に携帯電話を携行させる等の措置を講じること。

キ 委託者が配送先等データを受託者に提供した後、調査員が交代するなど、配送先に変更が生じた場合は、配送終了日（９月６日（日））までに随時、区名、調査員番号、調査員住所、調査員氏名等をＦＡＸ又は電子メールにて連絡するので、配送を中止すること。

ク 前記（３）キの連絡を受けた時点で、該当の調査用品等について（２）アの受領前の場合は、受領後に、委託者が提供する配送先等データ（修正分）により配送伝票を作成し、貼付け直したうえで配送すること。なお、この場合の配送件数は１件として計上すること。

ケ 前記（３）キの連絡を受けた時点で、該当の調査用品等について（２）アの受領後の場合は、直ちに配送を中止するとともに、委託者が提供する配送先等データ（修正分）により配送伝票を作成し、貼付け直したうえで配送すること。なお、この場合の配送件数は１件加算し、２件として計上する。

コ 前記（３）キの連絡を受けた時点で、すでに該当調査員に調査用品等を配送済みであった場合は、委託者から連絡のあった内容に従い、すでに配送された調査用品等を回収するとともに、委託者が提供する配送先等データ（修正分）により配送伝票を作成し、貼付け直したうえで配送すること。なお、この場合の配送件数は１件加算し、２件として計上する。

サ 前記（３）ク～コの配送先変更の場合の配送期間は、委託者が配送先等データ（修正分）を提供した日を含めて１０日以内とする。

シ 前記（２）エで集荷した調査用品等は集荷後随時配送すること。

（４）完了報告

調査用品等の配送が完了した後、直ちに委託者へ報告するとともに、各配送先への配送日を記録した一覧データ（Microsoft Excel 形式）を提出すること。

7 その他特記事項

（１）調査用品等に信書は含まれていない。

（２）受託者及び従事者は、本業務に関連ある法令、条例及び規則等を熟知し、遵守すること。

（３）受託者は、本委託業務実施にあたり一元的窓口となる担当者を定めること。また、業務責任者、業務従事者の氏名及び連絡先等の作業体制図を委託者に提出すること。なお、提出した内容に変更が生じた場合は速やかに委託者に届け出ること。

（４）受託者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

（５）本業務で委託者から提供を受けたデータ等については、本業務終了後すみやかにデータ等の格納された媒体を返却するとともに、一部または全部を印刷・複製した場合はそれらを復元不可能な状態に裁断、消去等の処理を行い、資料名、処理方法、処理日を記載した報告書を提出すること。

(6) 業務の遂行にあたっては、委託者と十分に協議して実施すること。また、この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。